

令和8年度第3回利府町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年6月24日(水) 午後1時30分から午後3時まで

2 開催場所 利府町役場2階 第2会議室

3 出席者 (農業委員8名 推進委員5名) 計13名

会	長	1番	渡	邊	賢
委	員	2番	鈴	木	ハマ子
委	員	4番	小	幡	康子
委	員	5番	櫻	井	孝一
委	員	6番	伊	藤	英樹
委	員	7番	菊	地	豊志
委	員	8番	郷	家	百合子
委	員	9番	小	林	寅雄
推	進	委	員	10番	庄司安伸
推	進	委	員	11番	板橋秀之
推	進	委	員	12番	伊藤信一
推	進	委	員	13番	高橋信博
推	進	委	員	14番	赤間良一

農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤真文

事務局 鈴木俊也、橋本遼翔、小西芹奈

※ 3番 桂嶋賢一 委員は所用のため欠席

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

4番 小幡康子 委員

5番 櫻井孝一 委員

日程第2 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可決定について

日程第3 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見決定について

日程第4 協議第3号 農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞皆購読に関する申し合わせ決議について

5 会議の概要

事務局長が農業委員会総会の開会を告げ、会長から挨拶・報告事項を述べた。
会長が議長となり、議事日程について次のとおり行った。

【第3回利府町農業委員会総会】

1 開 会

局 長 本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。
それでは、ただ今から、第3回 利府町農業委員会総会を開会いたします。
初めに、渡邊 ^{かたし}賢 会長から ご挨拶をお願いします。

2 挨拶及び会長報告事項

会 長 開会の挨拶（及び報告事項）

局 長 有難うございました。
それでは、議事に入らせていただきます。
議事進行につきましては、利府町農業委員会会議規則 第4条の規定により、
会長がその議長となり議事を整理するとなっております。
それでは、ここからの議事進行につきまして、渡邊会長をお願いします。

議 長 それでは、議事に入らせていただきます。
ただ今の出席委員は、農業委員8名、推進委員5名の計13名です。
欠席委員は、3番 桂嶋 賢一 委員です。
所要による欠席となっております。

議 長 日程第1 「会議録署名委員の指名」

会議録署名委員の指名を行います。

4番 小幡 康子 委員、5番 櫻井 孝一 委員をお願いします。

議 長 日程第2 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可
決定について」を議題とします。

それでは、事務局から、資料2ページ、申請番号1から4の内容について説明をお願いします。

事務局 それでは、資料の2ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可決定についてでございます。

申請番号1の内容についてご説明いたします。

位置図について資料の3ページ、現況写真について別綴りの1ページから3ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

届出人ですが、譲渡人が[]地区の[]さん、農業者になります。
譲受人が同じく[]地区の[]さん、会社員の方になります。
譲渡人と譲受人の関係性は親子になります。

申請地は、[]になります。

地目が登記簿、現況とも田で面積が7筆合計で7,336㎡、市街化調整区域内の農地になります。

申請事由は親子間贈与に伴う所有権移転になります。

現所有者であります、父親の[]さんが高齢になってきたことから、[]さん名義となっている農地を息子さんである[]さんに贈与し、[]さん名義に変更するための申請となります。

審査基準については、農地法第3条第2項1号の農地の全部効率利用と第4号の農作業への常時従事、こちらは年間150日間の従事が目安となります。

[]さんですが、現状で年間90日間の作業従事日数となっております。

今後、これまで父親が行ってきた分の農作業日数について、自身の年間農作業日数となってくることになりますので、会社勤めをしながらの農作業にはなりますが、年間150日間程度の日数にはなってくるとおもわれます。

よって、今回の申請時にあたってはみなし日数として取り扱うものいたします。

第6号の地域調和、こちらは地域の農作業に係る取り決めやルールを遵守することや防除基準に従うことなどが該当となりまして、こちらは申請様式中に本人から記載をいただいております。

これら各要件に該当すると考えられることから、許可要件すべてを満たしていると判断し、申請書類を受理しております。

続きまして、資料2ページ、申請番号2の内容についてご説明いたします。

位置図について資料の4ページ、現況写真について別綴りの4ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

届出人ですが、譲渡人が■■■■地区の■■■■さん、農業者になります。
譲受人が■■■■地区の■■■■さん、農業者になります。

申請地は、■■■■番になります。

地目が登記簿、現況とも畑で、面積が188㎡、市街化調整区域内の農振農用地区域内の農地になります。

申請事由につきましては、現地が今回の譲受人である■■■■さんの自宅前に位置し、これまでも無償で■■■■さんが管理・作付けを行ってきております。

今回、双方で協議し、■■■■さんが所有することで話がまとまったとのことであり、今回、売買による所有権移転になりまして、農地法第3条申請が出されたものであります。

今回、農地を取得される■■■■さんにおかれましては、経営面積が畑594㎡です。

今回取得する面積を入れますと782㎡となりまして、自家消費分の野菜を今後も作付けしていくということでございます。

審査基準については、農地法第3条第2項1号の農地の全部効率利用と第4号の農作業への常時従事、こちらは年間150日間の従事が目安となります。

■■■■さんですが、農作業歴30年の農業者であります。

年間農作業従事日数は年間50日間でありまして、今回取得する面積を含めましても、所有面積が1反部に満たないことから、作業日数がここから大幅に増えるということはないと思いますので、これまでどおりの作業内容でやっていただくことになろうかと思えます。

第6号の地域調和、こちらは地域の農作業に係る取り決めやルールを遵守することや防除基準に従うことなどが該当となりまして、こちらは申請様式中に本人から記載をいただいております。

これら各要件に該当すると考えられることから、許可要件すべてを満たしてい

ると判断し、申請書類を受理しております。

続きまして、資料2ページ、申請番号3の内容についてご説明いたします。

位置図について資料の5ページ、現況写真について別綴りの5ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

届出人ですが、貸付人が[]地区の[]さんです。
借受人が[]さんになります。

申請地は、[]番[]になります。

地目が登記簿、現況とも畑で、面積が5356㎡、市街化調整区域内の農振農用地区域内の農地になります。

申請事由は経営規模拡大に伴う、3年間の賃借権設定になります。

現所有者の[]地区[]さんでございしますが、農地を相続いたしました、農業は行っておらず、耕作を依頼されている状況です。

今回、[]字[]の農地について、県道を挟んだ真向いの[]を営んでおります「[]」の[]さんの方で規模拡大を行いたいということで、こちらの農地をお借りし、補助金を活用し、新たに梨園を整備することとなりました。現在、補助金の申請中でございます。

審査基準については、農地法第3条第2項1号の農地の全部効率利用と第4号の農作業への常時従事、こちらは年間150日間の従事が目安となります。

[]さんですが、令和7年3月11日に「認定新規就農者」として認定を受けております。

目安となる年間農作業従事日数150日間を目標に、今年度も梨の栽培に取り組んでこられました。

第6号の地域調和、こちらは地域の農作業に係る取り決めやルールを遵守することや防除基準に従うことなどが該当となりまして、こちらは申請様式中に本人から記載をいただいております。

これら各要件に該当すると考えられることから、許可要件すべてを満たしていると判断し、申請書類を受理しております。

続きまして、資料2ページ、申請番号4の内容についてご説明いたします。

位置図について資料の6ページ、現況写真について別綴りの6ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

届出人ですが、貸付人が■■■■地区の■■■■さん、農業者になります。

借受人が■■■■にあります■■■■
■■■■さんになります。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■■の一部になります。

地目が登記簿、現況とも畑で、面積が全体で1411㎡、うち300㎡の借用となります。市街化調整区域内の農地になります。

申請事由ですが、今回の申請者でありますこども園や、保育園、幼稚園関係部署である子ども支援課担当より相談があり、こども園の経営目標の一環で、子どもたちが自然に触れながら生活し、遊び、学ぶことを重視しており、地域の自然環境を活かした食育活動・自然体験活動・栽培活動を目的とし、園児が農作業を体験できる農地を探しているとのことでした。

週1～2回、園児が20～30名、職員が3～5名程度、マイクロバスで現地まで行くということでしたので、条件に合うようなほ場をピックアップし、現地を確認したうえで、今回の申請地の所有者と同意が取れましたので、今回、農地法第3条申請が出されたものであります。

現所有者の■■■■地区■■■■さんに現地立ち合いをお願いしまして、現地は■■■■さんが親子で耕作をしているほ場であり、部分的にでよければ貸していただけるということになりましたので、■■■■の■■■■にも現地を確認いただき、こちらであれば園児も作業をしやすいとのことでした。

ただし、所有者からも話をされたのですが、現地の西側に深さ1.5mほどの水路が走っておりまして、当然、柵などもしているわけではないので、園児が誤って落下してしまったりすることのないよう、現地に来ているときは園児から目を離さないでほしいとの話を出されました。

■■■■の■■■■にも説明をし、十分に気を付けるように対応しますとの回答をいただきましたので、そこは信用してお任せすることといたしました。

所有者からは、水路と農地との境界に柵を設けても構わないとの話もありますので、併せて■■■■の方で検討してもらうことにしております。

せっかくのいいお話で、所有者の方にもお貸しいただけることになったことから、事故が起きてしまうことだけは絶対に避けるように、安全対策を徹底してほしいということをお願いをいたしましたので、そこは■■■■の方で対策を必ず取りますし、我々の方でも利用が始まった頃を見計らって、現地の安全対策について確認したいと思います。

そのため、教育活動の一環としての農作業体験の場合の例としまして、

- 1 事業計画書の添付
- 2 周辺農地への配慮
- 3 無断転用や又貸しの禁止

これらを書面で提出するようにお願いしていることが通例のようであります。

このことから、まず、事業計画書については書面で提出いただいております。

周辺農地への配慮や無断転用・又貸しを絶対に行わないとの宣誓を土地の賃貸借契約書条文に盛り込み、契約を締結してもらっております。

事業計画書は、土地賃貸借契約書に添付してもらっております。

説明は以上になります。

議 長 次に、現地確認等の結果について、番号１は、現地及び今後の耕作者が〇〇地区になりますので、７番 菊地 豊志 委員から、番号２は現地在〇〇地区、今後の耕作者も〇〇地区の農業者になりますので、２番 鈴木 ハマ子 委員から、番号３は現地在〇〇地区になりますので、９番 小林 寅雄 委員から、番号４は、現地在〇〇地区になりますので、２番 鈴木 ハマ子 委員からそれぞれ補足説明願います。

菊地 豊志 委員

はい。申請が出されました[]さんですけど、定年退職後、農業をやってこられましたけど、数年前から体調を崩されて、実質息子の[]さんが代わって農作業を行っております。

■地区では、毎年春になると堀払いをするんですけど、堀払いにも息子さんの■さんが出ておりました。

それで、息子さんの■■■さんですが、親が亡くなってから相続するのが通常かと思いますが、今回、生前贈与ということで、今のうちから農作業を受け継いでもらいたいからという意思表示なのではないかと思いました。

息子さんの■■■さんは、会社勤めをしながら、休みの日に農作業をされております。

世代交代といいますか、所有権の移転は許可されるべきかと思います。

それともう一つ、様式の番号はわからないんですが、例えば親から子供に農業経営主を変更する手続きをする様式があるかと思うのですが、これでの手続きで済むことではないんでしょうか？法的にこれは通用しない？

事務局　そうです。委員がおっしゃった様式で報告するのは、あくまで経営主の変更であって、我々農業担当部署でその世帯の筆頭者を把握するためのものでありまして、所有権移転となりますと農地法第3条申請により、農業委員会への申請を経て、許可後に法務局での名義変更の手続きということになります。

菊地　豊志　委員

なるほどね、わかりました。

そうすると、やはり法的に相続したいという考えで、生前贈与ということになったのかと思いますね。

事務局　生前一括贈与というものがございまして、例えば今回の申請者で言えば■■■■さん名義の農地をすべて一括で贈与しますと、相続税の納税猶予というものが受けられます。

所有者がご存命のうち、息子さんがすべての農地を耕作するということであればです。

今回は、全農地ということではないようでありまして、それでも今回手続するということでもありますのでお金がどうということではなく、息子さんにきちんと名義を変更して息子さんが農作業を行っていくという意思表示なのかなと思っております。

今回の申請地以外にも■■■■さん名義の農地は他にもございますので、これらもいずれは息子さんに受け継がれていくことにはなるのだと思います。

議長　それでは、次に2番と4番について、鈴木ハマ子委員からお願いします。

鈴木　ハマ子　委員

はい。2番のですね、現地の方行ってまいりました。

それで、■■■■の■■■■の農地なんですけど、そこまで行くのに苦労しました。

近くまで行けないんですね。それで、今まで管理をされてきた今回の申請者の方がやっていただけということで、それが一番理想なのかなと思います。

それから4番、先ほど事務局からお話いただいたんですけど、近くに水路があるので子供たちが危なくないように対応いただければいいかと思います。

まずは、大きな道路と接していないので、交通事故とかそういうことはないかと思いますが、畑に行くまでの道路が狭いんですよね、ここって。

結局、バスで現地まで来られるとのことなんですけど、バスを停めるところがあるのかなと思ってたんですけど・・・

事務局　そうですね、どん詰まりになっているところなんですけど、畑の前までは舗装になっているところ、砂利のところとありますが、あの部分は町有地でございます。

我々のいるフロアの向かい側の施設管理課というところで管理している土地になるんですけど、常に使うところでもないですし、畑の所有者の■■■さんが畑に行くのに使うのみですので、園児たちが来る際は、この部分に縦にバスを一時的に停めていただければということで話はしておりました。

それから、ハマ子委員おっしゃったように、利府街道からは一本奥でして、車が常に通っているわけではありませんので、畑にいるときに車の事故というのはないのかなと思います。

後はやっぱり水路ですね。園児たちがふざけて落ちたりということがないように、そういうことの対策ですね。必要ですということで伝えております。

議長　それでは、3番について、小林　寅雄　委員からお願いします。

小林　寅雄　委員

はい。■■■さんから農地を借りる■■■さんですが、今回の申請地の東側は、自家用で野菜を作ると。

それで、土地が変形なので、梨について20aくらい土地を直角に区切って、棚上げはせずに、V字ジョイント方式で、フルーツパークで取り組んでいる方式でやっていくそうです。

収穫を早めることにもつながりますし、ジョイントを組んだ間々にはいちじくなんかを植えたいと話されておりました。

そして、来年は■■■さんが作ってますけども■■■さんの梨畑も借りて、計3か所で梨栽培を行っていくと、こういうことになるようです。

以上です。

議長　事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

櫻井　孝一　委員

はい。それでは、いいですか？

1番の■■■さんは同級生です。

アパート経営もしてましたよね？確か。

菊地　豊志　委員

はい、してます。

櫻井 孝一 委員

退職してから何度かお会いしてたんだけど、そんなに調子悪くなってしまったのかなあ？

菊地 豊志 委員

結構、入院とかもされてたんですよね～。

櫻井 孝一 委員

そうですか～、ちょっと気になったもので。
わかりました。

議 長 その他はよろしいですか？

【質疑等なし】

議 長 それでは、質疑がありませんので、これより、採決を行います。
本案件について、原案の通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙
手願います。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。
全員賛成でございますので、本案は原案通り決定いたします。

議 長 続きまして、日程第3「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請書
に対する意見決定について」を議題とします。

それでは、事務局から7ページ申請番号5の内容について、説明をお願いします。
ます。

事務局 それでは、資料の7ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見決定について
でございます。

申請番号5の内容についてご説明いたします。

処することとしております。

資金計画でございますが、用地費に■■■■■■■■■■円、造成費に■■■■■■■■■■円を見込んでおり、併せて■■■■■■■■■■円の支出見込となります。

■■■■■■■■■■の預金状況を関係資料にて確認したところ、本事業を行うだけの十分な預金を保有しておりますので問題はございません。

以上でございます。

議 長 次に、現地確認等の結果について、番号5は、農地の譲受人が沢乙地区の業者になりますので、7番 菊地 豊志委員から補足説明願います。

菊地 豊志 委員

はい。今回の通知をいただいてすぐですね、6月15日に現地の方の確認を行いました。

この場所ですが、■■■■と■■■■地区の区域が入り組んでいる場所でありまして、以前は■■■■地区だったと思うんですが、現在は■■■■の住所になっている場所です。

地目は畑ですけど、作付けはされてなくて多少の草が生えている状況でありました。

この土地の持ち主の■■■■さん、旦那さんが亡くなってからは農地を管理するのが高齢でもありまして難しくなったと思われます。

それで、この畑の下には田んぼがございまして、まだ作付けしているようですので、上側で荒らされたりするようでは、周りの迷惑になってしまうと思いました。

今回、駐車場・資材置場ということですが、こちらの田んぼも含め、周囲に迷惑を与えないように、しっかり目的どおりに利用されていくということなのであれば致し方ないのかなという風に思っていました。

この状態であれば許可されてもいいのかなといった感想です。

事務局 会長すいません、よろしいですか？

議 長 はい、どうぞ。

事務局 すいません、写真の7ページの上の方の画像なんですけど、豊志委員からもありましたが、今回の申請地の、写真で言うと上ですね、田んぼ2筆あって、ここを作ってます。

■■■■■■■■■■の申請にあたって、この下の田んぼ2筆の所有者あて、この場所を会社の資材置場、駐車場として使用する旨を説明し、申請するこ

とについて、同意書を取り付けてもらっておりますので、もめごとになることはないのかなと思っているところです。

先ほどの説明の中で漏れてしまいましたので追加説明でした。以上です。

議長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。
発言のある方は挙手願います。

伊藤 信一 委員

はい！伊藤でございます。

5番の案件なんですけど、直接関係はないのかもしれませんが、県許可案件の資材置場・駐車場ということで、自分の考えが間違っているかもしれない、2つ目として、これはどうかなと思うところがありますので質問しますね。

ここに関しては都市計画法による市街化調整区域内の農地でありますけど、農家住宅や医療機関、こういった施設が例外的に立ち並んでいるところですけど、そういった施設は許可があれば建設可能ですけど、原則建築物を建てることは不可能であります。

何を言いたいかといいますと、事務局の鈴木さんはわかるかなと思いますけど、駐車場！それから資材置場！という話が出てくるんですけど、駐車場、資材置場ですから、当然屋根がないものなんですよ。

ですから、ここにプレハブなんか置かれたらアウトですよ？

それで、簡単に言いますと、単管パイプ積んだおっきなトレーラーハウスとかユニットハウス、コンテナ、それも違反です。

それをわきまえて、申請は申請で受けるんだけど、■■■■さんにその辺のところお話していただければなと思います。

今回は、敷地内の配置図というのをを出していただいたんですけども、一方、ちょっと話は変わるんですけど、市街化区域の話で、けっこう駐車場、資材置場の届出っておりますけど、昨年一昨年もありましたね。

追跡調査でちょっと見直してみますと、許可から数か月後に住宅が建つてみたり、売地って看板が出てみたり、転売されてるところが目立っております。

これって何かって言うと、市街化区域なんで、そういう計画なんであれば最初っから住宅建築のための造成とかそういう事由でやってもらって、配置図付けてもらえれば一発でいいわけですよ。

我々だって、現場行ったときに「なんだこれ？」ってならなくていいわけですよ。

高橋委員さん、ねっ、そういうところたくさんありましたよね～。

そういうこともなくなるわけですよ。

それも届出が出されたときに、ちょっと確認してもらえればいいのか～。

それからもう1点あるんだけど、現在進行形なんだけど、[]の[]の脇、[]の案件です。

あれも申請事由は駐車場と資材置場でした。

通ったことある人は分かると思うんですけど、現地にコンテナハウス3つ4つありますよね？

あれだってみんな見れば、あれっ、おかしいなって思うじゃないですか。

大きな会社であれば、最初から何を置くのかとかわかんと思うんです。

配置図とかそういうのを付けてもらって、正規な形で届出をもらってということにしないとね。

届出になれば許可っていう形にはなるわけだからさ。

そのように思っております。よろしくお願いします。

事務局 はい、それでは最初のご質問への回答から。

今回の申請地、市街化調整区域は伊藤委員がおっしゃいましたように、建築物はアウトですので、これは重々申請者についても理解しておりますし、[]のこの[]さんのお父さんは[]の職員であった方です。

だからということではないんですが、申請もそのお父さんが来ていましたし、その辺の説明は私からしっかりさせていただきました。

[]さんもそこは理解しておりますし、間違いはしないかなと思います。

確認しましても、何か建物を建てるとかそういうことではないですし、建物を建てることはできないので駐車場も資材置場も野ざらしということになります。

資材については、雨風については凌がなければならぬと思いますが、シートをかけるとかそういった内容で対応されるんだと思います。

続きまして、市街化区域の話ですが、こちらもおとりでございまして、昨年当時の届け出内容と上がりの内容が全く違うパターンが見受けられました。

伊藤委員おっしゃいましたとおり、市街化区域は調整区域よりは当然要件としては緩められている部分ありますが、何故そのようになっちゃったかな～ということなんですが。

届出の時点で、実際のところ最終的にどのようにされるのかという計画を当然立てているはずなので、その内容で上げていただければ、結果的に嘘をついたような状態にならなくていいはずなのにな～と思う場所が思えばありましたねというお話です。

駐車場が必要なので整備するといった内容で購入した土地を、形式上転売して宅地になっていたりですね。

じゃあ、あれだけ駐車場が足りなくて必要だと言っていたことは何だったんですか？ということなんです。

これは、許可してしまってからでは、市街化区域の案件については、農業委員会としてはもうどうにもできないもので、駐車場予定地が宅地になったとて特に

問題はないのは確かなんですが、何かこう嘘を付いて届出されたということがもやもやする。わかっていただけますかね？

県からも市街化区域内の件については、後からどうこうあまり強めに言ってしまうと後々もめる原因を作ってしまうことになりかねないので、特段周囲に迷惑をかけているとか、そういうことがないのであればこちらから強く出るということはおすすめしないということも言われております。

ですので、これはもう届け出の時点で念押しのように聞くしかないんですね。

県でも調整区域内の農地で駐車場・資材置場の申請が出された場合、要は建物を建てない申請の場合でも、今回お話ししましたような現地の利用状況を図示した配置図を事前に提出し、審査を受けなければならないことになっております。

市町村の総会前に一度、県で内容を確認し、市町村の総会で問題なく承認できるようにとの配慮です。

令和6年度からこういった対応をするように変わっております。

県においても、市町村で行う総会のような審査会を毎月15日前後に行っております。

県としても、内容の説明を行いますので、県としても審査会前にきちんと把握・確認しておくということなんだと思います。

市街化区域の案件は町への届出で終了ということで、そこは町が責任を持ってできる限りのところを確認していくということです。

確認していないということではなくて、これまでも当然確認は行ってきてはおりまして、なお、これまで以上にということでもあります。

こんな回答でよろしいでしょうか？

伊藤 信一 委員

はい、ありがとうございました。

もう1件だけいいですか？

例えば今の件は、農地転用して資材置き場などにするという話の中での建物の話ですよ？

今から聞くのは市街化調整区域の中で、農地を農地として購入しました、ビニールハウスを建てます、それはOKなわけじゃないですか？

コンテナハウスっていうのはどうなります？新たに置くという場合。

事務局 調整区域にですか？

伊藤 信一 委員

そう。

事務局 調整区域内の農地にコンテナを置く？

伊藤 信一 委員

そうです。

事務局 建築確認が不要な寸法で、農作業を行うのに必要最小限の範囲でということになりますかね。

伊藤 信一 委員

10㎡？

事務局 そうですね。建築確認が不要ということになります。

櫻井 孝一 委員

基礎がなければOKなんではないんだっけ？

伊藤 信一 委員

いや、違うんだね。県内の調整区域内の農地っていうのは車を置いてもダメなんだよ。

それで、今言ったように壁と屋根があったらダメ。

建築物ってそうなるんですよ。

けども、温室とかそういう農業用施設だとOK。

今何を言っているかという、 の件あるじゃないですか。

こういった施設はこの内容、この面積なら建てても大丈夫ですよとかハッキリしたものを伝えるようにした方がいいよねってこと。

温室はOKですよとかね。

事務局 農作業用の一輪車を置いたりスコップを置いたりとかっていうことであれば、そこまで広さいらないですよ？

暑さ凌ぐような、一人二人ちょっと休憩できるようなスペースくらいであれば大丈夫かな？

櫻井 孝一 委員

ホームセンターで売ってる・・・、何でしたっけ？

事務局 スーパーハウスですか？

櫻井 孝一 委員

そうそう、スーパーハウスね。

あれだといいんではないの？

伊藤 信一 委員

原則はダメなんだよね。

あれだって、壁だって屋根だってあるからね、それだとダメなんだ。

事務局 県にも相談するんですけど、ある程度は許容される兆しは出てきているのかなって感じも致しますが、原則はダメということになります。

議 長 その他、ご質問・ご意見等ございませんか。

【質疑等なし】

議 長 質疑がありませんので、これより、採決を行います。

本案件について、原案の通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長 全員賛成でございますので、本案は原案通り決定いたします。

議 長 次に、日程第4 「報告第3号 農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞皆購読に関する申し合わせ決議について」を議題とします。

それでは、事務局から内容の説明をお願いします。

事務局 先日開催されました「令和8年度市町村農業委員会情報提供推進事業会議」で、宮城県農業会議から説明がありました「令和8年度宮城県情報提供推進事業方針」のうち、2の(2)、①農業委員・農地利用最適化推進委員皆購読の事項で、令和8年2月4日付け宮農会第394号にて通知があった件です。

全国農業委員会会長大会で組織決定した事項となっておりますので、各農業委員会において取組みいただきたいとお願いされた内容になります。

本年は、農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う委員改選が行われる自治体が多い年度となり、改選前の6月の農業委員会総会時等において、改選で退任される農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様方に対し、これまで購読いただいております「全国農業新聞の購読」を今後も継続していただくよう、各農業委員会会長より改めて依頼をお願いするよう申し渡されております。

この度、退任される委員あてには、本日お配りいたしましたとおり、全国農業

会議所より継続購読についての依頼文が届いております。

なお、1年以上継続購読していただきました場合は、ささやかではございますが、1000円分のクオカードが配布されますので、是非継続しての購読をお願いいたします。

来月の改選後、7月の農業委員会総会時においては、新任の農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様方に、全国農業新聞の新規購読について、改めまして新会長より依頼することになりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 報告案件でございますので、ご了承いただきます。

来月の農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、利府町農業委員会が新体制となりますが、引き続き委員となられる予定の皆さん、今回で退任される皆さんとそれぞれおられます。

各委員におかれましては、宮城県情報提供推進事業方針の趣旨をご理解いただき、今後とも全国農業新聞購読の継続についてご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、来月の新体制になったの第1回目の総会時に、「農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞購読に関する申し合わせ決議」を行いますのでご承知おきください。

議長 次に、その他に移ります。

10ページから12ページまでの、転用事業の履行確認の状況について、委員の皆さんよりご報告をお願いいたします。

鈴木 ハマ子 委員

はい、1204番 完了です。

板橋 秀之 委員

はい、1182番、1185番 完了です。

菊地 豊志 委員

はい、1158番、1209番 完了です。

庄司 安伸 委員

はい、ちょっと数多いんですけどね、1160番、1161番、1162番、

あと飛びまして、1189番から1193番まで、完了です。

あと3件あります。

1203番、1206番、1207番 完了です。

岩切羽黒前金沢地区の土地区画整理事業ですね、事務局に難儀かけましたけどありがとうございました。

図面届きましたんで、現地分かりましたのでね。確認させていただきました。

事務局 あと、ハマ子委員すみません。

1201番、アパート2棟建てたところですね、これもう住み始められておりますので、完了ということで～・・・

鈴木 ハマ子 委員

わかりました～、完了ですね。

事務局 それから、1205番って、これ我々も見に行かなければならなかったんですが、XXXXXXXXXXさんのところの分家なんですけど。

鈴木 ハマ子 委員

ここも完了？

事務局 いや、我々も現地見てみますので、今日のところは。
ハマ子委員もご確認ください、お願いします。

議 長 はい、それでは他にございませんか？

では、ないようですので、(1) 履行確認について、を終了します。

議 長 次に(2)、次回の総会日程について、事務局から説明をお願いします。

局 長 次回の第4回総会の日程でございますが、新体制に移行しての総会開催となります。

総会開催前に、農業委員・農地利用最適化推進委員への委嘱状交付式を開催し、新会長及び新職務代理を決定することとなります。

開催日につきましては令和8年7月22日（水曜日）の午後1時30分から、利府町役場2階 第2会議室で開催したいと思いますのでご参集いただきますようお願いいたします。

議長 それでは、次回は新体制となつての総会開催となります。
令和8年7月22日（水曜日）の午後1時30分から役場2階の第2会議室
で開催いたしますので御参集願います。

議長 他に委員の皆さんからご意見などございませんか。

特にございませんか？
なければ事務局からお願いします。

事務局 長時間のご審議ありがとうございました。
最後に事務連絡になります。
別紙でお配りいたしました事務連絡をご覧ください。

1 番です。カラー写真の画像が載っているところです。
6月2日に宮城県選出国會議員への要請活動、それから全国農業委員会会長大会ということで、渡邊会長が参加いたしました。
その時の写真を農業会議からお譲りいただきましたので資料に掲載させていただきました。
会長は右側の写真のグループですかね、和田政宗衆議院議員を訪問されました。
左は別グループの写真となっております。
6月17日には、毎月の常設審議委員会に参加いただいております。

2 番です。先ほどの説明の中でも申しましたので省略いたしますが、来月総会時、新体制となった場におきまして、全国農業新聞皆購読に関する申し合わせ決議について協議させていただくことになりますのでよろしくお願いいたします。

最後、裏面になりまして3 番です。
農業委員新体制に伴う辞令交付式についてですが、ただいまの局長の話にもありましたが、来月から委員会が新体制となりますので、総会開催前に、新委員に対し、町長から辞令を交付することになるのですが、あいにくその日は町長が不在でありまして、鎌田副町長からの交付ということになります。

その後、推薦・投票により「新会長」・「新職務代理者」を決定いたします。
「新会長」及び「新職務代理者」を決定しましたら、新体制での総会を開催し、前段で農地利用最適化推進委員あて、新会長より委嘱状を交付し、総会に入ってまいります。

一連の流れで実施いたしますので、新農業委員となられる方については、次回7月22日（水）は午後1時30分からの辞令交付式開始時間に合わせてお

越しいただくようお願いいたします。

新農地利用最適化推進委員になられる方につきましては、午後 3 時からの総会開催時間までにお越しいただくようお願いいたします。

事務連絡は以になります、総会開催前に会長から情報提供がありました件、ご紹介させていただきます。

「食材王国みやぎ農産の日の制定について」ということでして、県の方で記者発表しました資料です。

なぜか今思いますと、農産の日というのが制定されていなかったんだなという感じです。

みやぎ水産の日というのは制定されてまして、こちらは浸透してきているのかなと思っております。

本町を例にしますと、学校給食ですね、小中学校の給食をこのみやぎ水産の日は魚をメインにしたメニューにしていますね。

箸を上手に使う日っていうのと併せてます、魚ですとどうしたって箸を使いますからね、和食メニューにして、そんな感じで取り組んでいる状況です。

その中で、農産の日ということで、農産物全般ということになるんでしょうけども、宮城県産農産物の認知度をさらに高めていくための取り組みの一つだと思います。

今度の 7 月 3 日（金）にキックオフということになります。

県庁の 1 階ロビーでイベントを開催するようです。

毎日のように何かしらのイベントを行っておりますが、毎月第 1 金曜日はこのみやぎ農産の日のイベントを行っていくようになるのだと思います。

どのようなイベントになるのかわからないのですが、例えば各自治体のブースを設けるのに出店を要請されるのかこちらから希望するのか、どのようなのかですが、農協に声掛け、地域おこし協力隊に声掛けして農産物の出店、販売をお願いすることも考えられるのかなと思います。

今後、県から何かしらのお話があれば進めていきたいと思います。

そして、最後ですが、「令和 8 年度全国農業委員会会長大会後の要請活動の結果報告について」ということで、農業会議から届いたものです。

前段で説明いたしました、会長が出席されました県選出国會議員への要請活動の際の結果報告ということになっております。

こちらの資料の内容に沿いまして、国會議員要請活動でございますので、委員の皆様におかれましても資料をご一読いただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

議長 他にございませんか？

事務局 新委員と新推進委員の皆様にご連絡になりますが、来月号の議会だよりにお写真を掲載し、新委員を紹介させていただくようにしたいので、総会終了後、農地パトロールへ行く前にですね、写真撮影をさせていただければと思いますのでよろしくをお願いします。

委 員

議会だよりのなの？

事務局 議会だよりに掲載するんですが、町の広報誌にも掲載させていただきます。9月号になりますかね。

議 長 次回の総会終わりでいいのかな？

事務局 いや、議会事務局で7月10日まで写真データが欲しいということで、この後撮影させていただければと思います。

それから、総務課の方で取りまとめておりますが、議会承認となりました新農業委員については、お名前のみ次の広報誌に掲載されることになりますのでお知らせです。新農業委員の方のみです。

議 長 それでは、その他を終了します。
これで議長の任を終わらせていただきます。

局 長 ありがとうございました。

5 閉 会

局 長 最後に、閉会のご挨拶を 鈴木 ハマ子職務代理者からお願いします。

(鈴木ハマ子 会長職務代理 閉会挨拶)

局 長 ありがとうございました。
以上をもちまして、第3回 農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。
それでは、この後、農地パトロールにまいりますので、トイレ等行かれる方はお願いします。
北側駐車場側でお待ちください。

この審議は、書記が記載したもので内容が正確であり署名する。

令和8年7月22日

4 番委員

小幡 康子 

5 番委員

櫻井 孝一 

